

町並み保存地区について

◆ 町並み保存地区とは

名古屋市では、市内に残された貴重な歴史的な町並みを保存するため、名古屋市町並み保存要綱により、「有松」、「白壁・主税・榎木」、「四間道」、「中小田井」の4地区を「町並み保存地区」に指定しています。

◆ 伝統的建造物の指定

保存地区内において、町並みの特性を維持している古い建造物（建物・門・塀など）を「伝統的建造物」として指定し、歴史的な町並みを構成する重要な要素として重点的に保存・修理を図っています。

◆ 修理基準・修景基準

各地区ごとに、伝統的建造物を対象とした「修理基準」と、伝統的建造物以外の建造物を対象とした「修景基準」を定めています。修理基準では、建造物の修理を行う際には伝統的な様式にならって復原・修理することなどを定め、修景基準では、建築行為等を行う際には周囲の町並みに調和するように配慮することなどを定めています。

◆ 建築行為等の届出を行ってください

保存地区内において、建築物や工作物の新築、増改築、除却等を行う場合は、事前に名古屋市に相談・届出を行ってください。

◆ 町並み保存事業補助金について

保存地区内において、修理基準や修景基準にしたがって、建造物の修理や修景を行う場合、必要な経費の一部について、予算の範囲内において助成を行っています。
* 手続等に時間を要しますので、補助金についてご検討の方は、お早めにご相談ください。

◆ 伝統的建造物の保存・活用に関する相談について

伝統的建造物に指定された建造物については、修理や利活用に関して、現地において専門家による無料相談を受けることができます。（「なごや歴まちびと」派遣制度）



歴史ちくん

なかおたい ○中小田井地区（西区） 約2.8ヘクタール



中小田井地区は岩倉やその周辺から枇杷島の青果市場へ野菜類を運ぶ道として賑わった岩倉街道沿いに形成されたまちです。現在も町家や土蔵が多く残っており、街道の歴史を身近に感じることができます。



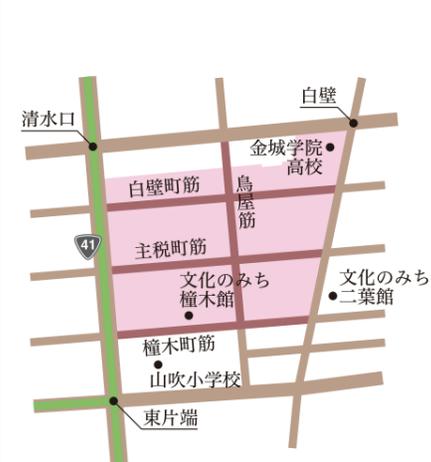
町並み保存地区の位置図

《名古屋市の歴史的骨格のイメージ》



	戦国末期の推定海岸線		城下町		大木戸		主な神社
	江戸末期の推定海岸線		熱田		旧街道		四観音寺
	新田開発		宿場町等		主な運河・河川		

しらかべ ちから しゅもく ○白壁・主税・榎木地区（東区） 約14.3ヘクタール



白壁・主税・榎木地区は江戸時代以来の武家屋敷跡の地割りを良く残しており、門・塀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代洋風建築が建ち並ぶ美しい町並みを形成しています。

しけみち ○四間道地区（西区） 約2.8ヘクタール



四間道地区は慶長15年(1610)に始まった清須越しにともなうにつくられた商人町で、堀川の水運を利用して隆盛を誇った清須越し商人の栄華の跡である土蔵群と町家が城下町の面影を残しています。



ありまつ ○有松地区（緑区） 約19.5ヘクタール



有松地区は江戸時代以来「有松絞」の製造・販売によって発展した東海道沿いのまちです。塗籠造や虫籠窓、卯建などの特徴を持った商家が現在も街道沿いに軒を連ね、近世の町並みを今に伝えています。